令和６年３月
幸手警察署

◇ 速度取締り指針 ◇

■幸手警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道境杉戸線 県道阿佐間幸手線 県道下吉羽幸手線 県道惣新田幸手線	９：００～１２：００ １４：００～１７：００	管内全域	40km/h(指定) 40km/h(指定) 40km/h(指定) 40km/h(指定)

上記路線のほか、実勢速度が高い管内の久喜市佐間・栗橋地内などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
上記路線は実勢速度が高く、重大事故の発生が懸念されています。
よって、実勢速度を抑制して重篤な被害の軽減を図るため、速度取締りを強化します。

<管内における交通事故発生状況>（令和５年12月末現在）

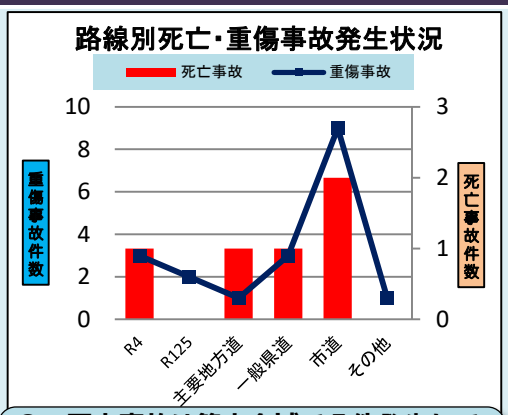

○　死亡事故は管内全域で５件発生しています。
○　重傷事故は市道で多く発生し、全体の47％を占めています。

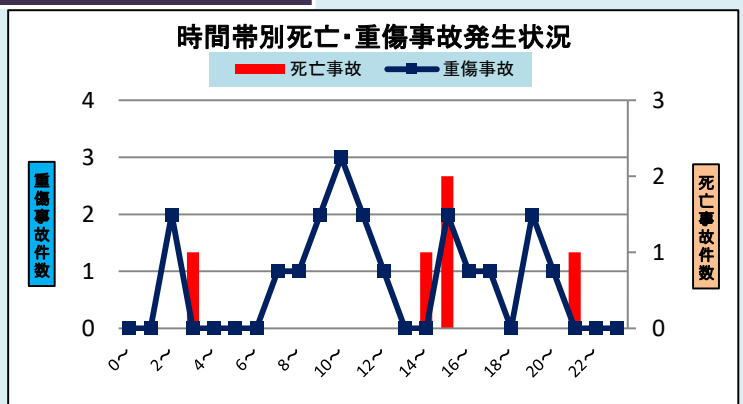

○　死亡事故は午後２時から３時台に３件発生しています。
○　重傷事故は、午前中及び夕方から夜間にかけて多く発生しています。

～令和5年12月末現在～

■　幸手警察署管内では、死亡事故が5件発生し、うち2件は市道で発生しています。
■　重傷事故では、交差点における出会い頭の事故が目立っています。
■　国道4号線を中心とした市街地、栗橋駅周辺での人身交通事故が多発しています。

その他の交通指導取締り

■　交差点事故を防止するため、歩行者妨害違反、信号無視違反、一時停止違反の取締りを強化します。
■　追突事故・出会い頭事故が多発しており、携帯電話使用等違反、シートベルト違反の取締りを強化します。
■　国道、県道等主要幹線道路を中心に、速度超過抑止のため、速度違反の取締りを強化します。
■　このほか、交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。